



ハリウッドストライキ

教宣部員の近藤です。先日、シリーズ化されている超大ヒット映画「ミッシェンインポッシブル」を映画館で鑑賞しました。自身がかつてアルバイトしていた映画館での鑑賞ということもあり、何か懐かしさを感じました。映画の内容は言うまでもなく面白いの一言、この映画には続編がありますが、今とある問題により、公開予定であった来年の7月に上映開始が間に合わない事態になっています。それが「ハリウッドストライキ問題」です。

今年の5月2日に全米脚本家組合が立ち上がり、それに続いて米映画俳優組合もこのストライキに参入しました。現在、ほぼ全ての映画やテレビシリーズの制作がストップしてしまっています。

組合の主な要求はディスプレイといった大手スタジオなどの動画配信会社で制作する「米映画テレビ制作者協会」に対しての最低賃金率の引き上げ、福利厚生制度への拠出、インフレによる収入減の保護(インフレ手当)等ですが最も彼らが重要視しているのが再放送料の増額とAIの規制です。俳優や脚本家たちは自身の作品が上映後テレビ放送される際に収益を受領してしま

「港湾を兵站基地にするな！」 「港湾労働者と戦争を考える」⑧

日米韓3カ国安保協力強化で
東アジアは軍事対軍事どう悪循環へ!

米国首都ワシントン近郊のキャンデービッドで8月18日・日本時間19日未明に、異例ともいえる3カ国首脳が直接会談を行い「キ



これは、一連の北朝鮮による核ミサイル開発や中

国による台湾有事等を想定した安保協力強化であるとし、新型迎撃ミサイルの共同開発や自衛隊・米軍・韓国軍による共同訓練の毎年実施等を行うとある。

このことで東アジア地域における「軍事対軍事」という最悪の状況に更に拍車をかけるだけでなく、「戦争」のきっかけを生みかねない由々しき事態が今起っている。一歩間違えれば自らが戦端を開こうという愚行ではないだろうか。

まさに、この3カ国の共同声明は東アジア地域における「軍事対軍事」という悪循環を生み出し、更に拍を打って危険な行爲であり我々国民を戦争の惨禍へと巻き込もうとしている。

いま東アジア地域は世界

こくみん共済

全国労働者共済生活協同組合連合会

でも極めて危険な緊張状態に晒されている地域のひとつとして挙げられている。

このことを口実として「軍事対軍事」政策強化を打ち出した3カ国の暴挙は到底許されるものではない。第三次世界大戦勃発を彷彿とさせる行爲である。

つい先日終戦記念日では、国民全体で先の大戦を繰り返さないことと更なる平和への「誓い」を祈念したばかりではないか。

全国港湾は、この23秋闘の取り組みのなかでも引き続き「港湾を兵站基地にするな!」の取り組みを継続すると共に、港湾を兵站基地にさせないためには「軍事対軍事」ではなく、「対話による」世界平和の重要性について社会的に訴えて

いく、使用者団体にも関係行政・省庁、そして岸田政権に対し直接訴えていく取り組みを緩めてはならない時になっていくと確信する。

よって、是非とも各仲間皆さんにおかれても地域の皆さんにおかれても地域職場の議論を深めていただきたいと切望する。

そして、9月20・21日に開催する全国港湾第16回定期大会でも大いに議論を行っていただき全体での確認を基に方針確立に結び付けていただければ幸いです。

この23秋闘も我々の切実なる思いを社会的にぶつけていくことで「港湾を兵站基地にするな!」の取り組みを更に前進させていこう!

(全国港湾委員長代行・日港労連委員長 竹内 一)

今回の前回に取り上げた第10章「安全・衛生・職業訓練・福利厚生」の第44条「職業訓練と再教育の制度」に続き、第45条と第46条を読んでいきます。原文を紹介いたします。

第45条 安全専門委員会の設置

中央に労使の安全専門委員会を設置し、安全対策について協議する。

第46条 労使同数の共同パトロール

港を単位とした労使同数の共同パトロール制について合意し、労使双方このパトロール制に對し次の機能を与えるよう早急に措置する。

第1項 いかなる職場にも自由に立ち入ることができること。

第2項 危険な作業状態であることが認められた場合、作業を中止させることができること。

組合員の命と安全を守ることは、労働組合にとって何にもまして重要な課題です。そのために第45条で「中央労使安全専門委員会」することを確認し、中央労使の常設機関として日常的に安全対策を協議し具体化していきます。また、地区においても同様の専門委員会が設置されています。安全専門委員会には大別して二つの任務があります。

一つ目は不安全事故や事故が起きた場合の対策

二つ目は、安全パトロールをはじめとした日常的な安全確保と災害ゼロのキャンペーン活動です。

この機会に、ここ数年間の労使安全専門委員会の取り組みを紹介いたします。新型コロナウイルス感染症予防対策では職場アンケートを行い、速やかなワクチン接種の体制確保や休業補償などについて行政の関与も含めた対策を行いました(21春闘協定)。

熱中症対策では水分補給・休憩の確保などを現場判断優先で対応の徹底を行うと同時に、FAN付作業着の支給を要旨としています。スプレッターの落下やワイヤー切断事故に際して、船社や船舶代理店に対する原因究明と対策を求める取り組み、

ワイヤーをはじめ荷役機器の点検の徹底を強め(防)が設立されたことにも触れておきます。この組織は全国の港運事業者で構成し、労災防止意識の高揚と安全衛生対策の効果的な推進を目的に、毎年全国港湾労働災害防止大会を開催(23年は第60回大会)しています。この中で港湾防災としての災害ゼロを目指す。こうした日々の安全対策の具体化とともに、第46条で規定する安全パトロールの活動も地区港単位で積極的に進めています。ここで大切なことは、46条1・2項で「職場への自由な立ち入り」と「危険が認められた時に作業を中止すること」ができる措置を明記していることです。文字通り「安全第一」の労使の意思が込められています。危険作業が想定されても「立ち入りできない」「作業を止められない」となるとは、対策が後手に回ることには明らかです。事前には「危険の芽を摘み取る」という大事な視点です。パトロールが表面的なキャンペーンに終わらせることを戒め、安全対策を「その現場で即応する」意味のある大きな規定です。

ここで、労使協定ではありませんが1964年に「労働災害防止」を目的として活動する組織と

港運労働の現場において、死亡災害は21年・22年ともに1件で過去最低ですが、休業4日以上(立ち入りできない)の災害はむしろ微増傾向にあります。

港湾労働の現場においては、死亡災害は21年・22年ともに1件で過去最低ですが、休業4日以上(立ち入りできない)の災害はむしろ微増傾向にあります。

港運労働の現場において、死亡災害は21年・22年ともに1件で過去最低ですが、休業4日以上(立ち入りできない)の災害はむしろ微増傾向にあります。

港運労働の現場において、死亡災害は21年・22年ともに1件で過去最低ですが、休業4日以上(立ち入りできない)の災害はむしろ微増傾向にあります。

今回の前回に取り上げた第10章「安全・衛生・職業訓練・福利厚生」の第44条「職業訓練と再教育の制度」に続き、第45条と第46条を読んでいきます。原文を紹介いたします。

第45条 安全専門委員会の設置

中央に労使の安全専門委員会を設置し、安全対策について協議する。

第46条 労使同数の共同パトロール

港を単位とした労使同数の共同パトロール制について合意し、労使双方このパトロール制に對し次の機能を与えるよう早急に措置する。

第1項 いかなる職場にも自由に立ち入ることができること。

第2項 危険な作業状態であることが認められた場合、作業を中止させることができること。

組合員の命と安全を守ることは、労働組合にとって何にもまして重要な課題です。そのために第45条で「中央労使安全専門委員会」することを確認し、中央労使の常設機関として日常的に安全対策を協議し具体化していきます。また、地区においても同様の専門委員会が設置されています。安全専門委員会には大別して二つの任務があります。

一つ目は不安全事故や事故が起きた場合の対策

二つ目は、安全パトロールをはじめとした日常的な安全確保と災害ゼロのキャンペーン活動です。

この機会に、ここ数年間の労使安全専門委員会の取り組みを紹介いたします。新型コロナウイルス感染症予防対策では職場アンケートを行い、速やかなワクチン接種の体制確保や休業補償などについて行政の関与も含めた対策を行いました(21春闘協定)。

熱中症対策では水分補給・休憩の確保などを現場判断優先で対応の徹底を行うと同時に、FAN付作業着の支給を要旨としています。スプレッターの落下やワイヤー切断事故に際して、船社や船舶代理店に対する原因究明と対策を求める取り組み、

ワイヤーをはじめ荷役機器の点検の徹底を強め(防)が設立されたことにも触れておきます。この組織は全国の港運事業者で構成し、労災防止意識の高揚と安全衛生対策の効果的な推進を目的に、毎年全国港湾労働災害防止大会を開催(23年は第60回大会)しています。この中で港湾防災としての災害ゼロを目指す。こうした日々の安全対策の具体化とともに、第46条で規定する安全パトロールの活動も地区港単位で積極的に進めています。ここで大切なことは、46条1・2項で「職場への自由な立ち入り」と「危険が認められた時に作業を中止すること」ができる措置を明記していることです。文字通り「安全第一」の労使の意思が込められています。危険作業が想定されても「立ち入りできない」「作業を止められない」となるとは、対策が後手に回ることには明らかです。事前には「危険の芽を摘み取る」という大事な視点です。パトロールが表面的なキャンペーンに終わらせることを戒め、安全対策を「その現場で即応する」意味のある大きな規定です。

ここで、労使協定ではありませんが1964年に「労働災害防止」を目的として活動する組織と

港運労働の現場において、死亡災害は21年・22年ともに1件で過去最低ですが、休業4日以上(立ち入りできない)の災害はむしろ微増傾向にあります。

港湾労働の現場において、死亡災害は21年・22年ともに1件で過去最低ですが、休業4日以上(立ち入りできない)の災害はむしろ微増傾向にあります。

港運労働の現場において、死亡災害は21年・22年ともに1件で過去最低ですが、休業4日以上(立ち入りできない)の災害はむしろ微増傾向にあります。

港運労働の現場において、死亡災害は21年・22年ともに1件で過去最低ですが、休業4日以上(立ち入りできない)の災害はむしろ微増傾向にあります。

港湾産別協定④6

~安全専門委員会~